

東労発基 0516 第 1 号
令和元年 5 月 29 日

一般社団法人東京都トラック協会
会 長 殿

東京労働局長



職場における熱中症予防対策の徹底について（要請）

平成 30 年度を初年度とする「第 13 次東京労働局労働災害防止計画」においては、計画期間中（平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間）、「職場での熱中症による死亡災害を 0 件」を目標に熱中症予防対策の取組を推進してまいりましたが、昨年、東京労働局管内では、4 年ぶりに熱中症による死亡災害が発生し、4 人の方が亡くなったところです。死亡災害の発生状況をみると、建設業などの屋外作業のほか、製造業の屋内作業でも発生しており、これらの中には、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れなど、職場における熱中症予防対策が十分に浸透していなかったと考えられる事例が見受けられました。

さらに、昨年の休業 4 日以上之死傷者数も 91 人と、一昨年と比較して 44 人と大幅に増加したところであり、熱中症予防対策の徹底が求められるところです。

つきましては、すでに「平成 31 年 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施をお願いしているところですが、昨年の熱中症による災害発生状況も踏まえ、特に重篤な災害の防止の徹底を図るため、以下の事項について業界団体と会員事業場が一体となって重点的に取組むよう要請をいたします。

記

- 1 事業場における暑さ指数（WBGT 値）を把握し、適切な作業計画を立てるとともに、暑さ指数（WBGT 値）の低減対策を講ずること。
- 2 熱中症の症状や熱中症の予防方法、緊急時の救急処置等について、日々の朝礼等、機会をとらえて繰り返し教育を行うこと。
- 3 労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

STOP! 熱中症

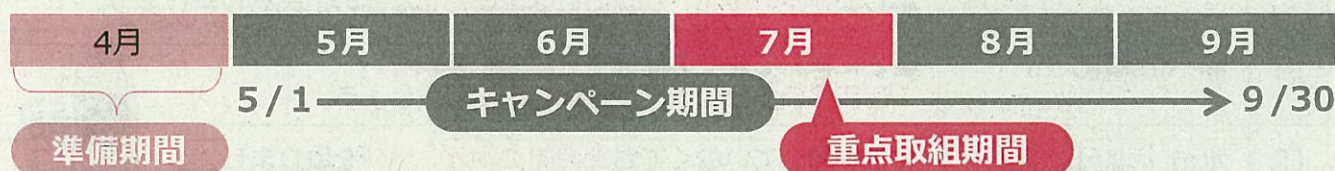
令和元年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

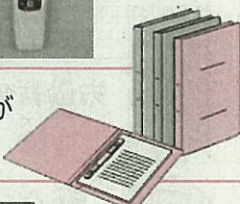
職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、☐にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

☐	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。	
☐	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。	
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
☐	服装などの検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。送風機能のある作業服やクールベストなども検討しましょう。	
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。	
☐	熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。	
☐	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）



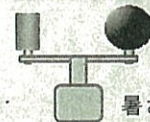
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐	暑さ指数を下げるための設備の設置	
☐	休憩場所の整備	
☐	涼しい服装など	
☐	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
☐	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。
☐	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。
☐	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
☐	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
☐	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよい

☐ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。

